

SMBCでんさいネット 譲渡(分割)記録手数料一部改定のお知らせ

平成26年4月1日(火)以降のでんさいの譲渡記録および分割記録の請求にかかる手数料につきまして、下記の通り改定させていただきます。

譲渡記録手数料・分割譲渡記録手数料の改定内容

譲受人(受取人)の決済口座が当行口座であった場合の手数料区分を新設します。
譲受人(受取人)の決済口座が他行口座であった場合の手数料金額(税抜)は従来通りです。

| 手数料種類 | 譲受人(受取人) 決済口座 | ～平成26年3月31日 | 平成26年4月1日～ | |
|--------|------------------|-----------------------|------------------------|--------|
| | | 現行 手数料金額 (税率5%) | 改定後 手数料金額 (税率8%) | |
| 譲渡記録 | 当行口座 | 525円 (税抜500円) | 324円 (税抜300円) | 今回改定部分 |
| | 他行口座 | | 540円 (税抜500円) | |
| 分割譲渡記録 | 当行口座 | 525円 (税抜500円) | 324円 (税抜300円) | 今回改定部分 |
| | 他行口座 | | 540円 (税抜500円) | |

改定後手数料適用開始時期

平成26年4月1日(火)記録請求分より適用いたします。

(適用例)

記録請求日が平成26年3月31日、記録年月日が平成26年4月1日、譲受人口座が当行口座の場合・・・(予約請求)
⇒ 現行の手数料金額525円が適用されます。

記録請求日、記録年月日とも平成26年4月1日、譲受人口座が当行口座の場合の場合
⇒ 改定後の手数料金額324円が適用されます。

- 発生記録手数料、決済手数料等、その他のSMBCでんさいネットご利用にかかる手数料区分・金額に関しては従来通りです。(別途、消費税率引き上げに伴う税込金額の変更はございます。)
- 新手数料区分・金額が適用された譲渡記録手数料・分割譲渡記録手数料を含むご利用手数料の口座引落は、平成26年5月(平成26年4月ご利用分)からとなります。
- SMBCでんさいネットでの設定変更等、本改定に伴いお客さまにおいてご対応いただくことはございません。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

<受付時間> 銀行営業日 9:00～17:00

以上

